

議員提出第1号議案

品川区基本構想の議会の議決に関する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年10月19日

提出者

渡部 茂	若林 ひろき
飯沼 雅子	伊藤 昌宏
本多 健信	石田 秀男
横山 由香理	たけうち 忍
塚本 よしひろ	南 恵子
鈴木 ひろ子	石田 しんご
松永 よしひろ	

品川区議会議長

松澤 利行 様

品川区基本構想の議会の議決に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、品川区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件として定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）品川区基本構想を議会の議決すべき事件として定める必要がある。